

PwC Legal Insight (No.03 /2020)

電子会議に関する新しい規則

Issued Date: 13 May 2020

.....
2020年4月19日に電子会議(e-Meeting)に関する緊急布告が施行されました。
.....

本Legal Insightでは、前回のLegal insight No.1/2020に記載しました電子会議の要件に関する最新情報をお知らせします。

ソーシャルディスタンスを促進するための新しい電子会議(e-Meeting)規則

「電子会議に関する緊急布告B.E.2563」が、2020年4月18日に発表され、これにより、2014年6月27日付けの国家平和秩序評議会No.74/2557で定められた電子メディアを用いた会議の規定は廃止されました。本規則は2020年4月19日より施行され、以下の従来の要件が変更されました。

- 会議が招集される時、全ての参加者はタイ国内にいなければなりません。
- 定足数の少なくとも3分の1の参加者は同じ場所で会議に参加しなければなりません。

本緊急布告の概要は以下を参照してください。



電子会議に関する緊急布告の主な内容

1. 電子会議 (e-Meeting) は、法律で求められる他の会議と同様の効果を持ちます。
2. 電子会議は、デジタル経済社会省が定める電子会議のセキュリティ基準に準拠しなければなりません。
3. 招集通知および補助書類は、そのコピーが電子データフォーマットで証拠として保存される場合には、電子メールにて送付することができます。
4. 電子会議 (e-Meeting)の要件は次のとおりです。
 - 出席者は、会議に参加する前に自分を特定する必要があります。
 - 出席者が会議内で公開投票または非公開投票ができなければなりません。
 - 会議の議事録は書面で作成しなければなりません。
 - ミーティング内容をオーディオまたはビデオで記録し、電子データとして保存する必要があります。
 - 全ての会議出席者との電子通信データを記録し、証拠として保存しなければなりません。
5. この緊急法令に基づく電子会議(e-Meeting)は適法な会議とみなされ、電子データであるという理由だけで民事、刑事、その他の法的手続きの証拠として本電子データを使用することを拒否することはできません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsri
Kampanat Chonsawad
Worapat Koonwattanapong

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.